

【食育の推進事業の概要】

1. 理由

区民の心身の健康増進と豊かな人間形成を目的に、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる食育力の向上を目指す。

墨田区食育推進計画・墨田区食育推進行動計画「チャレンジプラン」に基づき、区民・地域団体、NPO、事業者、企業、大学等と区が連携し、協治・協働を図りながら、全庁的、総合的、計画的に推進する。

また、乳幼児から高齢者、障害児・者、外国人を含む「すべての区民」を対象に、区民とともに進める食育、健康寿命の延伸と食育、やさしいまちづくりと食育の3つを「すみだらしい食育」の特徴とし、すみだらしい食育文化が育つまちづくりを進める。

2. 経緯

- ・平成18年度：墨田区保健衛生協議会に食育分科会を設置、墨田区食育推進計画策定作業を行う。
- ・平成19年度：墨田区食育推進計画策定（6月）食育パネル展、講演会を開催する。
- ・平成20年度：保健計画課に食育の専任を置き、区民運動を目指した事業を本格的に実施する。
墨田区食育推進行動計画作業部会に内部委員会・外部委員会を設け、地域の関係者の声を計画策定に反映する体制を整備。すみだ食育推進リーダー育成講習会（10日間）を開催。
- ・平成21年度：食育推進リーダー会を発足、リーダー会を核とした食育フェスティバル実行委員会によるすみだ食育フェスティバルを開催。『行政主導型から区民主体型（行政支援）』の食育活動の基礎を整備。農林水産省食育先進地モデル実証事業の実施地域に選定を受け、出前型の形態からコロボ型の創造的な企画を展開し、主体的な食育普及啓発活動の環境を整え、その成果を墨田区食育推進行動計画に反映する。
- ・平成22年度：墨田区食育推進行動計画「チャレンジプラン」の策定、民主体のしくみとして「すみだ食育 good ネット」を設立し、区は総合調整と財政支援を行う。「すみだ食育 good ネット」を核とした食育フェスティバル運営委員会による開催を行い、『区民主体型（行政支援）から区民主導（行政支援）』の食育活動へと展開を図り、民と区の食育普及活動の基盤を構築する。
- ・平成23年度：「すみだ食育 good ネット」を核に民主導の区民運動を目指す。

3. 事業の概要

(1) 食育推進ネットワーク会議の設置と開催

墨田区区内食育推進会議（墨田区区内食育推進会議設置要綱）：年2回開催

墨田区食育推進計画の理念を踏まえ、区内関係部局の協働による食育推進を総合的かつ計画的に推進することを目的とした区内20担当の組織。

すみだ食育推進会議（すみだ食育推進会議設置要綱）：年2回開催

食育基本法及び墨田区食育推進計画の理念を踏まえ、地域の特性を生かした協治・協働を図り、墨田区の食育を総合的に推進することを目的とした学識経験者、地域団体代表者、区民、関係機関職員等からなる組織。

(2) 食育普及啓発事業

すみだ食育フェスティバル

区民、地域団体、NPO、食品事業者、企業等の食育に関わる関係者のつながりを基盤に、区民運動による食育推進の環境づくりを図り、民の関係者と区の協働により開催する。

すみだ食育講演会&シンポジウム

食育に関する新たな情報や食育の普及啓発を図り、地域の食育活動に関する情報を発信する。

地域における食育の普及啓発

地域団体からの要望や地域の祭り等の機会を活用し、食育の普及啓発を行う。

(3) すみだ食育推進リーダー育成講習会

協働による食育推進のネットワークづくりと食育に関する啓発活動を計画的に行い、地域の食育力の向上を図る人材を育成する。

(4) すみだ食育推進リーダー会活動支援

すみだ食育推進リーダーにより自発的に組織化された「すみだ食育推進リーダー会」の活動を支援する。

(5) いっしょにネット「食育通信」による情報発信

食育の普及啓発を目的に、すみだ地域応援サイト『いっしょにネット』の「食育通信」を活用し、食育に関する取組みを広く地域に発信する。

(6) すみだ食育 good ネットの推進

区民、地域団体、事業者（飲食店・食品・保健・福祉・医療等）、NPO、企業、大学等の関係者を構成員とした「すみだ食育 good ネット」を組織化し、食育普及啓発事業を実施、地域に活動拠点を設け、飲食店や食品事業者等との協働で食育に関する新たな活動モデルを構築する。

4. 平成22年度予算（4,775千円）

上記予算の内、すみだ食育 good ネットの推進（補助金：2,568千円）

5. 実績

- ・墨田区庁内食育推進会議、すみだ食育推進会議を毎年度2回開催。
- ・すみだ食育フェスティバルの開催：平成20年度1,856人、平成21年度3,830人、平成22年度4,768人
- ・すみだ食育フェスティバルの運営：平成20年度「区主導」、平成21年度「民主体」、平成22年度「民主導」
- ・すみだ食育推進リーダー育成講習会の修了生：平成20年度20人、平成21年度17人、平成22年度15人
- ・すみだ食育推進リーダー会の発足：平成21年度～平成22年度（平成23年度からすみだ食育 good ネットに統合）
- ・農林水産省食育先進地モデル実証事業にて、31のコラボ型のプログラムを実施：21年度
- ・墨田区食育推進行動計画「チャレンジプラン」策定：平成22年4月
- ・すみだ食育 good ネットの設立および活動支援：平成22年度
- ・墨田区食育推進計画改定準備意見交換会の開催：平成22年度

墨田区国民健康保険特定保健指導の概要

本業務は「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十四条を根拠法令とし、実施にあたっては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(以下実施基準)」、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準」(厚生労働省告示)に準ずるとともに具体的な保健指導の内容については、「標準的な健診・保健指導プログラム確定版(以下確定版)」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な手引き(以下手引き)」に準じている。

1 目的

国民健康保険加入者の40歳～74歳を対象として行われる特定健康診査等の結果から、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群となった方に対し、生活習慣病に移行させないよう、生活習慣の改善を促すために特定保健指導を実施する。

2 対象者

墨田区国民健康保険特定健康診査の受診者のうち、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群となった方。

なお、対象者については、さらに、健診の結果から「積極的支援」と「動機付け支援」に階層化する。

平成22年度対象人数 約6,500人(×平成22年度計画実施率32%=約2,080人)

3 実施時期(平成23年度)

平成23年9月下旬から平成24年3月31日まで(全7クール実施予定)

4 実施方法

株式会社保健教育センター(以下「受託業者」という。)と委託契約(単価契約)を結び、特定保健指導の業務委託を行う。

5 実施会場

区役所、リバーサイドホール、生涯学習センター、中小企業センター、家庭センター、女性センター、みどりコミュニティ、錦糸総合体育館、立花ゆうゆう館など。

6 特定保健指導実施内容

(1) 初回面談までの流れ

区は、対象者全員に対し、特定保健指導利用券等を発券する。利用券に同封する「特定保健指導の案内」は、受託業者が作成し、利用券とともに受託業者が発送する。

特定保健指導利用希望者は、受託業者に利用申込を返送するか、電話、FAXのいずれかで、特定保健指導を受ける日程(初回支援の個別面談)の予約を行う。

利用申込みの締め切り後、受託業者が日時・会場などを調整し、確定した実施日時・場所を対象者に面談開始1週間前に通知する。日程の変更、キャンセルについても受託業者が対応する。

申込みのない方に対して、利用勧奨を行なう。(募集期間:2週間)

申込み開始1週間後 手紙または電話にて利用勧奨をする。(電話は平成23年度開始)

申込み締め切り後 次回のクールのご案内を送付する。

なお、特定保健指導利用希望者から、利用券の紛失などの理由で再発行の申し出があった場合は、受付を区が行い、健康情報システムにおいて利用券の再発行を行う。

(2) 支援内容

a 積極的支援

初回面談で行動計画を作成した後、3ヶ月以上の継続的な支援を行い、6カ月経過後、実績評価を行い完了となる。

支援形態：個別支援、電話等通信による支援

初回の面接による個別面談（1人あたり40分程度）

3ヶ月以上の継続的な支援

ポイント制に基づき、支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施することを最低条件とする。

実績評価・・・行動目標の達成度、体重の減少等を調査するアンケートにて実施する。

b 動機付け支援

初回面談で行動計画を作成し、6カ月経過後、実績評価を行い完了となる。

支援形態：個別支援、電話等通信による支援

初回の面接による個別面談（1人あたり40分程度）

支援電話

実績評価・・・行動目標の達成度、体重の減少等を調査するアンケートにて実施する。

7 特定保健指導利用料

無料とする。

墨田区国民健康保険特定健康診査の概要

1 目的

糖尿病等の生活習慣病、特に内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者及び予備群を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するとともに、介護を要する状態の把握及び介護予防事業等への勧奨を行うことによって、区民の健康を保持することを目的とする。

2 対象者

40歳から74歳になる墨田区の国民健康保険加入者及び誕生日前の75歳に到達する墨田区国民健康保険加入者

平成22年度対象人数 約51,000人(×平成22年度計画受診率52%=約26,500人)

3 実施時期(平成23年度)

平成23年5月16日から10月31日まで

4 実施方法

すみだ医師会と委託契約(単価契約)を結び、実施医療機関において実施。

(平成22年度は111医療機関)

5 受診方法

対象者全員に対し、受診票等を区から送付する(「特定健康診査のお知らせ」「実施医療機関名簿」「受診票」「基本チェックリスト(65歳以上のみ)」)。受診の際は「受診票」「基本チェックリスト(65歳以上のみ)」を実施医療機関に提出し、墨田区国民健康保険被保険者証を提示する。

なお、受診費用は無料である。

6 実施内容 下線部分は、生活機能評価の項目であるため、65歳以上のみを実施(ただし、介護認定者は対象外)

(1) 基本的な健診項目(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計)

問診(基本チェックリスト含む) 身体計測、理学的検査(口腔・関節所見) 血圧測定、血液検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、ヘモグロビンA1c、血糖、AST(GOT)、ALT(GPT)、-GT(-GTP)) 尿検査(尿糖、尿蛋白)

(2) その他の健診項目(区一般会計)

胸部エックス線検査、血清尿酸、血清クレアチニン

(3) 詳細な健診項目及び選択項目(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、区一般会計)

貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数、白血球数) 心電図検査(12誘導以上) 眼底検査(眼底カメラのみ) 反復唾液嚥下テスト(30秒間)、血清アルブミン

7 受診者の結果通知及び情報提供

実施医療機関は、受診者に対し、速やかに結果通知を交付し、口頭により健診の結果を説明するものとする。また、その際にはパンフレットの配布などにより受診者に対する情報提供と特定保健指導に該当することが予想される方に対して利用の勧奨なども併せて行う。

8 受診勧奨

未受診者に対し、はがきによる受診勧奨を行っている。

9 その他

- (1) 健診の結果により、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群となった方に対し、生活習慣病に移行させないよう、生活習慣の改善を促すために特定保健指導を実施する。
- (2) 75歳以上の健康診査(対象:後期高齢医療制度加入者)、生活習慣病予防健康診査(対象:医療保険に加入していない方)についても、すみだ医師会と別途契約締結し、特定健康診査と同時に実施している。

10 実績

過去3年の受診実績(請求ベースによるので、法定報告数とは異なる)

平成20年度 21,946人(受診率44.7%)

平成21年度 21,774人(受診率42.6%)

平成22年度 24,063人(受診率47.2%)

公衆浴場衛生設備改善資金助成事業の概要

1 目的

墨田区内で公衆浴場を営む者に対し、公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置等を講じるための設備を改善するための資金の一部を助成し、公衆浴場の経営の安定を図ることにより、区民の保健衛生の維持向上に資することを目的とする。

2 根拠規程

墨田区公衆浴場衛生設備改善資金助成要綱（昭和56年5月11日付け56墨衛衛発第396号）

3 事業の概要

(1) 対象者

墨田区内で公衆浴場を営む者

区内公衆浴場数 40浴場（平成23年7月1日現在）

(2) 助成対象

ア 衛生及び風紀に必要な措置等を講じるために行う設備改善経費

【具体的経費】

風呂がま、ろ過器、温水器、バーナー、温管、カラン配管、貯水槽、給・排水ポンプ、かま槽、タイル、浴室塗装、ロッカー、脱衣場の床の張替と塗装、煙突、脱衣場又は浴室の照明器具、脱衣場又は浴室の鏡、脱衣場のエアコン、屋根の塗装、トイレなどの設備改善経費

イ バリアフリー、耐震補強等、区民の公衆浴場の利用の機会の確保を図り、健康の増進に寄与すると区長が認める設備改善経費

【具体的経費】

上記アに該当しないが、浴場改築、浴場附帯設備（建具等）工事、クリーンエネルギー転換工事等、浴場の改善につながる設備改善経費

(3) 平成22年度助成限度額

1浴場につき50万円

(4) 平成22年度予算

5,500千円

【内訳】

1浴場50万円×11浴場

4 実績

年度	助成浴場数	助成交付決定額
20年度	11浴場	5,386千円
21年度	11浴場	5,473千円
22年度	11浴場	5,386千円

飼い主のいない猫の不妊手術等費用の一部助成事業の概要

1 目的

飼い主のいない猫(いわゆる野良猫)は、発生原因をたどれば、捨て猫や不妊去勢手術を行わずに外で飼われている猫が繁殖したものである。

飼い主のいない猫が地域で増えると、糞尿や餌やりなどによるトラブルが住民間に発生しやすくなるが、猫については、狂犬病予防法で規定されている犬と異なり、行政が捕獲することができない。

そこで、本事業は、飼い主のいない猫の問題を地域で主体的に解決する区民を対象に、猫の不妊去勢手術費用の一部を助成することにより、猫の繁殖を抑え、区民の良好な生活環境の保持を図るとともに、区民の地域活動を支援することで、動物愛護思想の普及と人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的として実施している。

2 助成対象

墨田区内に住所を有する者が、区内に生息する飼い主のいない猫を区内の動物病院で不妊・去勢手術を受けさせた後、生息する地域に返送し、責任を持って管理する場合

3 助成金額

猫 1 頭当たりメス 1 万円、オス 5 千円を上限として、不妊・去勢手術に要した費用の 2 分の 1 を助成

4 実績

平成 18 年 7 月実施開始後の助成件数・助成額は以下の通り

	メス	オス	合計	予算額	執行額	執行率
18 年度(7 月開始)	100	78	178	¥2,500,000	¥1,367,850	54.7%
19 年度	180	87	267	¥2,500,000	¥2,221,636	88.9%
20 年度	184	128	312	¥2,500,000	¥2,458,462	98.3%
21 年度	233	154	387	¥3,050,000	¥3,047,760	99.9%
22 年度	279	170	449	¥3,600,000	¥3,596,308	99.9%

心の健康づくり対策事業の概要

1 目的

精神疾患患者・精神障害者は増加傾向にあるが、現在は医療の進歩に加え早期発見・治療により、支障のない社会生活を過ごすことも可能となってきた。しかし、その反面、家族や近隣住民等の関係でトラブルが生じやすくなっている。

このような状況の中で、「精神保健福祉法」及び「障害者自立支援法」に基づき、発生の予防、医療支援及び社会復帰の促進を図り、区民の精神的健康の保持及び増進に努めることにより、精神保健の向上を目指していく。

2 対象

精神疾患患者・精神障害者及びその家族

3 事業計画及び実績（平成22年度）

（1）専門医による個別相談

一般精神保健相談（統合失調症、うつ、人格障害等）

酒害相談（アルコール、ギャンブル等の依存、嗜癖問題）

思春期相談（ひきこもり、不登校等） 延190件

（2）社会復帰等への支援

ディケア（精神障害者社会復帰事業）

精神障害者家族会への支援

アルコール依存症グループ支援（ミーティング・講座・家族講座）
延1,455人

（3）区民向け講演会

精神保健に関する正しい知識の普及と精神障害者に対する理解を深めるために開催している。 324人

4 事業の特性

精神疾患患者は、疾患の治療だけでなく、当人を取り巻く環境などの改善も併せて行わないと社会復帰が難しいため、保健・医療・福祉等の関係機関の連携が重要である。また、精神疾患患者・精神障害者の状況には個人差が大きいため、きめ細やかな対応が求められている。

また従来は、統合失調症やアルコール依存症への対策が主であったが、近年ではうつ病や各種依存症、ひきこもり、人格障害等、より多様な症状や疾患への対応が求められてきている。

さらには、全国的な傾向として、自殺者の増加や発達障害の社会における顕在化等も見られる。このため区では保健衛生協議会の「自殺予防対策に関する提言」に基づき、自殺予防・見守り支援の充実を図っているほか、発達障害者に対する関係機関と連携しての支援に努めている。

介護予防事業（リハビリグループ）の概要

1 事業の経緯

昭和57年に、保健師の地区活動の一つとして「リハビリ教室」を開始し、昭和58年から、老人保健法における「機能訓練事業」として実施されてきた。

平成12年の介護保険法施行に伴い、本来は介護保険事業に移行されるはずであったが、区内事業者の不足等のため移行できずに事業継続することとなった。その後平成18年の介護保険法改正の際に「介護予防事業」として位置づけ、高齢者のとじこもり予防の一環として実施してきた。

しかし、「介護予防事業」として継続することについての財源確保及び法的位置づけの困難さから、平成20年度以降は地域グループとしての自主化を目指した支援を行ってきた。具体的にはリハビリメンバーと職員によるリハビリ運営委員会を設置し、協働によりリハビリ大会を運営することとしたほか、自主グループ化に向けた検討を重ね、ボランティアの確保等にも努めた。その結果、平成22年度には自主グループ化の目標をほぼ達成し、「介護予防事業」としては終了することとなった。

2 目的

高齢者や疾病・障害などのために心身の機能が低下している人を対象に、在宅生活の困難さを解消するために必要な機能訓練をグループで実施するための支援を行う。リハビリに取り組む高齢者が、グループ活動による相互交流を通して仲間づくりを行ったり、在宅での孤立やとじこもりをなくし、生きがいを持って、住み慣れた地域で生き生きと生活できることを目的とする。

3 対象

向島リハビリグループ	3グループ（八広・立花・堤通）
本所リハビリグループ	3グループ（本所・業平・押上）

4 平成22年度事業実績（向島・本所保健センター）

- （1）リハビリグループ活動：6グループ（92回）
- （2）リハビリ運営委員会の開催：委員9人（10回）

5 今後の方向性

平成23年度からは、地域健康づくり事業として自主グループ活動への支援を開始しており、今後も継続して支援していく。